

公 告

社会福祉法人 寿楽福祉会
理事長 木曾賢造

下記工事の一般競争入札を行うに当たり、入札のご案内を致します。

1. 工事概要

- (1) 工事名称 (仮称) ウェルハウスキセラ新築工事
- (2) 工事場所 兵庫県川西市火打1-1 32番地、33番地、34番地
- (3) 建物概要 鉄筋コンクリート造(地上7階)
- (4) 予定工期 平成29年12月1日～平成31年1月31日

2. 入札応募建設業者の資格要件

入札に参加するためには、以下の要件を全て満たしていること。

- (1) 建設業法第3条による許可を受けている者。
- (2) 入札日において、建設業法による営業停止の行政処分等を受けていないこと。
- (3) 大阪府暴力団排除措置要項及び兵庫県からの暴力団等に関する要項等に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 正常な一般競争入札の執行を妨げる等の行為を行わず及び恐れがない者。
- (5) 当法人の理事長又は理事、評議員、監事もしくはこれらの親族(6親等以内の血族、配偶者、又は、3親等以内の婚続)が役員に就いている業者等、当法人の理事長又は理事、評議員、監事が特別の利害関係を有する業者でない者。
- (6) 建設業法の規定に基づく最新の経営事項審査結果(経営規模等評価結果通知書・総合評価値通知書)における建築一式の総合評価値(P)の数値が1000点以上であること。
- (7) 工事中は、次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を専任で常駐配置できる者。
 - i. 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者。
 - ii. 申請日前3ヶ月以上継続して雇用している者。

3. 公告及び入札参加申請書の配布場所

- (1) 配布場所 大阪府吹田市岸部北4-9-3
社会福祉法人 寿楽福祉会
特別養護老人ホーム寿楽荘 1階事務室受付

4. 公告及び入札参加申請書の配布期間

- (1) 配布期間 平成29年11月1日(水)10時～平成29年11月10日(金)17時
- (2) 配布時間 各日配布時間は10時～17時

5. 入札参加申請書の受付期間

- (1) 受付期間 平成29年11月13日(月)10時～平成29年11月14日(火)17時
- (2) 受付時間 各日10時～17時を配布時間
- (3) 受付場所 大阪府吹田市岸部北4-9-3
社会福祉法人 寿楽福社会
特別養護老人ホーム寿楽荘 1階事務室受付

6. 入札参加申請書書類

- (1) 入札参加申請書
- (2) 建設業許可書
- (3) 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- (4) 役員名簿

7. 入札説明及び現地説明会

- (1) 入札説明会日時 平成29年11月15日(水)14時～16時
- (2) 入札説明会会場 医療法人協和会本部(現地説明は入札説明会後に現地に移動して実施)
- (3) 入札説明会に参加することを認められた者に対しては、入札説明会にて入札説明書の配布及び設計図書(PDF形式CD)の貸し出しを行う。

8. 入札実施日時及び場所

- (1) 入札日時 平成29年11月30日(木)14時～15時
- (2) 入札会場 大阪府吹田市岸部北4-9-3
社会福祉法人 寿楽福社会
特別養護老人ホーム寿楽荘 1階

9. 入札の無効に関する事項

- (1) 入札参加者は指定日時の定刻までに入札会場に入場すること、遅れた場合の参加は認めない。
- (2) 入札参加資格のない者の入札及び入札に関する条件に違反した者。
- (3) 談合等の正常な一般競争入札の執行を妨げる行為を行った者及び場合。
- (4) 2社以上の入札参加がない場合は入札を中止し、再度公告からやり直す。

10. 入札に付す契約内容

- (1) 工事名称 (仮称) ウェルハウスキセラ新築工事
- (2) 工事場所 兵庫県川西市火打1-1
- (3) 建物概要 鉄筋コンクリート造(地上7階)
建築面積1,258.18㎡ 延床面積6,018.48㎡
- (4) 予定工期 平成29年12月1日～平成31年1月31日
- (5) 工事代金支払条件
 - 第1回(工事契約時) 工事費の1/3
 - 第2回(着工後6ヶ月) 工事費の1/3
 - 第3回(工事完了引渡時) 工事費の1/3(残額全て)

1 1. 予定価格の事前公表

- (1) 正常な一般競争入札の執行を図るために事前公表は行わない。
- (2) 上記趣旨にもとづき最低制限価格は設定しない。

1 2. その他の事項

- (1) 請負契約締結に関しては、サービス付き高齢者向け住宅整備事業事務局及び公益財団法人児童育成協会整備費補助金の交付決定を受けるまでは行わないことを停止条件とする
- (2) 一括下請け（丸投げ）は堅くこれを禁じる。その事実が判明した場合は、契約後と言えども既契約を破棄することとする。